

4.有機溶剤健康診断を受診する必要がある有機溶剤（水溶性は除く）

（「労働安全衛生法施行令 別表第六の二」より）

- ◆ アセトン ◆ イソブチルアルコール ◆ イソプロピルアルコール
- ◆ イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
- ◆ エチルエーテル
- ◆ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- ◆ エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
- ◆ エチレングリコールモノ・ノルマル・ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
- ◆ エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- ◆ オルト・ジクロロベンゼン
- ◆ キシレン ◆ クレゾール ◆ クロロベンゼン
- ◆ 酢酸イソブチル ◆ 酢酸イソプロピル
- ◆ 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
- ◆ 酢酸エチル ◆ 酢酸ノルマル・ブチル
- ◆ 酢酸ノルマル・プロピル
- ◆ 酢酸ノルマル・ペンチル（別名酢酸ノルマル・アミル）
- ◆ 酢酸メチル
- ◆ シクロヘキサノール ◆ シクロヘキサノン
- ◆ 一・二・ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）
- ◆ N・N・ジメチルホルムアミド
- ◆ テトラヒドロフラン
- ◆ 一・一・一・トリクロロエタン
- ◆ トルエン ◆ 二硫化炭素
- ◆ ノルマルヘキサノール ◆ 一・ブタノール
- ◆ 二・ブタノール ◆ メタノール
- ◆ メチルエチルケトン ◆ メチルシクロヘキサノール
- ◆ メチルシクロヘキサノン ◆ メチル・ノルマル・ブチルケトン
- ◆ ガソリン ◆ コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
- ◆ 石油エーテル ◆ 石油ナフサ
- ◆ 石油ベンジン ◆ テレピン油
- ◆ ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
- ◆ 前各号に掲げる物のみから成る混合物